

行田市告示第196号

行田市求職者公的資格等取得助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月5日

行田市長 行 田 邦 子

行田市求職者公的資格等取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、求職者の雇用促進及び非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換を支援するため、公的資格等を取得した求職者等に対し、予算の範囲内において行田市求職者公的資格等取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象資格等 助成金の交付対象となる公的資格等をいう。
- (2) 求職者等 公共職業安定所を通じて求職活動を行っている正規雇用労働者でない者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 助成対象資格等取得時点において65歳未満であること。
- (3) 求職者等であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体から同様の助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 行田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年告示第

76号) 第2条に規定する受給資格者又は行田市母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業実施要綱(平成20年告示第86号)第3条に規定する支給対象者

(2) その他市長が助成金の交付が適当でないと認めた者

(助成対象資格等)

第4条 助成対象資格等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表に掲げる資格等

(2) その他市長が適当と認める資格等

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(次条及び第7条第1項第2号において「助成対象経費」という。)は、資格取得に要した受験料、登録料、教材費、講習料等(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。

(助成金の交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象資格等の取得日から起算して3月以内に行田市求職者公的資格等取得助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 助成対象資格等の名称、取得日及び取得した者の氏名が分かる書類

(2) 助成対象経費の支払を証する書類

(3) 履歴書兼自己計画書(様式第2号)

(4) 確認書(様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度において1回限りとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、行田市求職者公的資格等取得助成金交付

(不交付) 決定通知書 (様式第 4 号) により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の通知をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があったときは、当該助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得した助成対象資格等について適用する。

別表 (第 4 条関係)

輸送機械運転関係	大型自動車第一種・第二種免許
	中型自動車第一種・第二種免許
	大型特殊自動車第一種・第二種免許
	準中型自動車第一種免許
	普通自動車第二種免許
	けん引第一種・第二種免許
	移動式クレーン運転士
	クレーン・デリック運転士
	小型移動式クレーン運転技能講習
	床上操作式クレーン運転技能講習
	玉掛け技能講習
	フォークリフト運転技能講習
	高所作業車運転技能講習
車両系建設機械運転技能講習	

	不整地運搬車運転技能講習
情報関係	第四次産業革命スキル習得講座
	応用情報技術者
	基本情報技術者
	IT パスポート
	Web クリエイター
	Illustrator クリエイター
	CAD 利用技術者
	Microsoft Office Specialist
専門的サービス関係	キャリアコンサルタント
	社会保険労務士
	ファイナンシャル・プランナー
	行政書士
	税理士
	中小企業診断士
	通関士
	司法書士
	弁理士
	気象予報士
	土地家屋調査士
	司書・司書補
	産業カウンセラー
	公認内部監査人
事務関係	日商簿記検定

	日本語教育能力検定
	実用英語技能検定（英検）
	TOEIC、TOEFL、VERSANT
	建設業経理検定
医療・社会福祉・保健 衛生関係	介護福祉士
	社会福祉士
	保育士
	看護師
	准看護師
	助産師
	精神保健福祉士
	はり師
	柔道整復師
	歯科技工士
	歯科衛生士
	理学療法士
	作業療法士
	言語聴覚士
	栄養士
	管理栄養士
	保健師
	美容師
	理容師
	あん摩マッサージ指圧師
	きゅう師

	臨床工学技士
	視能訓練士
	臨床検査技師
	主任介護支援専門員
	介護支援専門員
	介護福祉士実務者研修
	介護職員初任者研修
	特定行為研修
	喀痰吸引等研修
	福祉用具専門相談員
	登録販売者
	衛生管理者
	医療事務技能審査
	医療事務認定実務者
	調剤薬局事務
	健康管理士一般指導員
	メンタルヘルス・マネジメント検定
営業販売関係	調理師
	宅地建物取引士
	インテリアコーディネーター
	パーソナルカラーリスト検定
	国内旅行業務取扱管理者
技術関係	測量士補
	電気工事士

	航空運航整備士
	自動車整備士
	海技士
	電気主任技術者
	建築士
	技術士
	土木施工管理技士
	管工事施工管理技士
	建築施工管理技術検定
	電気通信工事担任者
製造関係	製菓衛生師